

女性と年金に関する国際比較

丸山 桂

■ 要約

本稿は女性と年金制度について、諸外国と比較し、日本への示唆を考えることを目的としている。

- ① 職業によって公的年金加入が分断される日本では、被扶養配偶者の保険料免除などの優遇措置は、被用者世帯の妻を対象としている。公的年金の一元化問題は、女性の年金問題の解消という視点からも、急がれる課題である。
- ② 日本の第3号被保険者制度と類似する制度は他国にもみられるが、日本は保険料賦課下限額が諸外国に比べて高く、給付水準も相対的に高いのが特徴である。婚姻形態や就業形態が多様化するなかで、優遇措置の対象外となる者との公平性や老後の貧困問題が深刻化している。
- ③ 保険料負担の優遇措置などは、配偶関係や収入要件で決定するのではなく、育児・介護期間に限定した優遇措置や離婚時の年金分割制度の導入が有効であろう。また、最低保障年金や、公的扶助に比べ所得審査が相対的に緩やかな社会扶助の導入が、女性の貧困問題を解消する上で有効であろう。

■ キーワード

被扶養配偶者、第3号被保険者、離婚時の年金分割、遺族年金

I はじめに

家族像や就業形態が多様化するにつれ、公的年金制度における世代内の公平性の確保が焦眉の課題になっている。日本では、国民年金の第3号被保険者問題として、専業主婦世帯と共働き世帯の費用負担の公平性、パート労働者の労働供給問題が「女性と年金問題」として議論の対象となってきた。2004年年金改革では、離婚時の年金分割や遺族年金制度の見直しなど女性と年金制度に関する改革が数多く実施されたが、パート労働者の厚生年金適用問題は先送りとされ、女性と年金問題はいまだ決着がついていない。

高齢期の女性の所得保障をめぐる問題は、公的年金制度の体系や現役時代の男女の就業状態の差、育児や介護の社会整備状況なども、考慮しな

ければならない。もとよりすべての国々の公的年金制度における女性の取り扱いを比較することは困難であり、本稿では日本における女性と年金制度の4つの論点(被扶養配偶者の給付問題、育児・介護期間への配慮、離婚時の年金分割、遺族年金)について、諸外国の対応と比較することから、日本への示唆を考えることを目的としている。

II 年金制度におけるジェンダー問題

社会保障におけるジェンダー問題には、直接的な取り扱いの差別と間接的な取り扱いの差別がある。

直接的な男女による取り扱いの差としては、支給開始年齢、男女の受給額や保険料負担額の違いがある。これらは、異なる平均余命や就労パターンの違いを考慮にいれたものだが、昨今、支

給開始年齢は、諸外国で男女同一になるよう改正が行われている。

また、既婚女性が保険料負担を求められず、夫の権利に付随して公的年金などを受給する規定がある。こうした規定は、既婚女性は夫に扶養される存在で、女性の賃金は家計補助にすぎないという考え方から生まれている。さらに、婚姻関係(内縁、離婚、別離)による取り扱いの差も、男女別に区別されている。例えば、遺族年金は寡婦と寡夫によって異なる支給条件を設ける国が多い。男性が一家の稼ぎ主であり、女性は被扶養される立場であるという前提から、女性には無条件に支給しても、男性には年齢制限や所得審査を設ける国もある。また、ひとり親世帯や離別者は、こうした女性の優遇措置の対象外におかれている。

間接的な差別としては、職業活動や配偶関係、家族状況による区別によって、結果として男女で異なる取り扱いになるものがある。女性は無償の家事労働や育児、介護などの経済活動として評価されない領域で働き、また労働市場においても非正規労働者などが多く、社会保険の対象外とされることが多い。その結果、無年金や男性より低額な受給額にならざるをえないという問題である。

近年における女性の社会進出の増加、女性が一家の稼ぎ手となる状況や離婚や非婚の増加などが状況を変化させている。1978年12月に制定された「社会保障における男女平等原則の漸進的実施に関するEC79/7理事会指令」とこれに関連する一連のEC判例は大きな転換となった。社会保障における男女平等政策がEU、ECレベルですすめられ、各国は本指令に違反する国内の法規定・行政慣行を存続させることは許されなくなった。

基本原則は、社会保障に関する「性に基づく直接的差別もしくは間接的差別、とりわけ婚姻上もしくは家庭内での地位 (marital or family status) に基づく間接的差別の禁止」とされた。適用対象は所得保障を中心とするが、年金制度に関しては除外

規定も多く、老齢年金の受給開始年齢、老齢年金に関して児童を養育した者に与えられる優遇措置、夫の拠出に基づいて妻に対して老齢年金および障害年金の派生的な受給資格を認めること、障害、老齢、労災に対する長期給付に関して被扶養者の加算を付与することなど、ほぼ年金制度における男女の取り扱いの差は除外規定とされている(竹中1999 p.16)。

III 被扶養配偶者の年金給付に 対する取り扱い

1. 日本における第3号被保険者問題

日本の公的年金制度は、職業によって加入する年金制度が異なり、保険料負担や給付水準も統一されていない。就労形態や配偶関係によって、保険料負担や給付水準に個人単位と世帯単位が混在し、社会保険のアクセス権が異なっている(丸山2005)。

第3号被保険者問題とは、①世代内の公平性の問題(第2号被保険者間で第3号被保険者分の基礎年金拠出金を負担する財源問題と、財源では独立しているが、第1号被保険者と第3号被保険者の費用負担の公平性の問題)と、②パート労働者などの労働供給抑制効果(いわゆる「130万円の壁」を意識して、あえて労働供給を抑制するという問題)に大別できる。

本論文ではこの問題について、①対象とされる被扶養配偶者の範囲、「費用負担能力がない」とされる保険料賦課下限額、②被扶養配偶者に対する老齢年金の給付水準という2つの視点から検討していく。

社会保険方式を採用する国において、被扶養配偶者の保険料負担と給付の取り扱いは、以下の3つに分類できる(表1参照)。①被保険者が本人のみの保険料を拠出し、被扶養配偶者に独自の年金を給付する(日本に類似)、②被扶養配偶者を考慮し、被保険者に一定の加給をする例(日本の基礎年

金導入以前の加給年金に類似)、③特段の配慮をしない、である。以下、この順にそってみたい。

2. 被保険者が本人分のみの保険料のみを拠出している場合に、被扶養配偶者に独自の年金を給付する

この制度は、日本同様、年金の保険料を能力に応じて拠出し、ニーズに応じて給付するという考え方が基礎になっている。イギリスやアメリカがその代表的な国としてあげられる。

(1) ベヴァリッジ報告と女性の取り扱いの変遷
 公的年金制度における既婚女性の位置づけは、1942年に発表されたW.H.ベヴァリッジによる「社会保険および関連サービス」(以下、ベヴァリッジ報告と略す)に顕著にあらわれている。ベヴァリッジ報告では社会保険の適用基準を職業別に設け、年金保険では就労の有無を問わず、既婚女性のカテゴリーがあるのが特徴である。彼は既婚女性の多くは結婚を契機に有給労働には従事しないと、職業に従事していても、出産によって中断されがちであり、国家的な見地から所得の中断はできるだけ補填することが大事であること、そして既婚

表 1 諸外国の被扶養配偶者の取り扱い

	被扶養の配偶者に独自の年金を給付			加給年金を給付	特段の措置なし	
	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
制度名	国民年金 (老齢基礎年金)	老齢遺族障害保険 (配偶者給付)	国民保険 (配偶者加算)	一般制度 (扶養配偶者加給年金)	労働者年金保険 —	国民老齢年金 —
対象者	第3号被保険者：65歳以上の被用者等の被扶養配偶者	65歳以上の配偶者で自身の年金額が夫の2分の1以下	全国民対象 自身の年金額が夫の基本年金の60%以下	65歳以上の被扶養配偶者	なし	なし
配偶者に対する年金給付	基礎年金の100%	夫の年金の50%	夫の基礎年金の60%	加給年金	なし	なし
被扶養の妻の平均受給月額(2006年)	満額66,000円	平均500.4ドル (約59,523円)	月額約216ポンド (週50.5ポンド) (月額約50,324円)	満額609.8ユーロ (約95,726円)	なし	なし
保険料率(2006年)	14.642% (厚生年金：労使折半) 13,860円(月額)(国民年金)	被用者6.2% 使用者6.2% 自営業者12.4%	被用者 週645ポンドまで11% 週645ポンド超過分1% 使用者 12.8% (疾病給付などを含む国民保険全体)	16.65% (うち被保険者6.75%)	19.5%(労使折半)	老齢年金 使用者 10.21% 被用者 7.0% 自営業者 17.21%
保険料(税)賦課下限額(年収)(2006年)	①130万円(第1号被保険者) ②通常の労働者の1週間の労働時間の4分の3以上(第2号被保険者)	収入を有する者は雇用形態の如何をとわず適用。年金額算定の根拠となる保険料記録は、年970ドル(約11万5千円)以上の収入。課税徴収は1,500ドル(約17万8千円)以上。	週97ポンド以上(週22,599円) (年約117万5千円) ただし週84ポンド(年収換算約102万円)以上で加入。	最低賃金の200時間分 約1,438ユーロ (225,737円) (2004年)	400ユーロ(月) 4,800ユーロ(年換算) (約763,969円)	9,528クローナ (約165,882円)
育児・介護期間の優遇措置	あり	なし	あり	あり	あり	あり
離婚時の年金分割	あり	なし	あり	なし	あり	なし

注：為替換算は、日本銀行外国為替相場状況(2006年12月末)。(1ドル=118.95円, 1ポンド=232.98円, 1ユーロ=156.98円, 1クローナ=17.41円)

資料：(財)厚生統計協会(2006)『保険と年金の動向2006年』, 厚生労働省(2006)『世界の厚生労働2006』
 各国政府ホームページU.S. Social Security Administration(2006), 岡(2005)より筆者作成

女性の賃金はあくまでも補助的収入で、独身女性と同等に扱う必要はないと考え、将来は児童手当の充実によって既婚女性の労働は減少すると想定していた¹⁾。

ベヴァリッジ報告を反映した1946年に制定された新国民保険制度では、既婚女性は男性と同じように保険料負担をして自身の年金権で老後生活をおくるか、就業していても無業者として減額の保険料²⁾を納め、老後は夫の年金権に付随する年金を受給するかの二者択一が認められていた。また、自身の年金権を得るには、“half test”と呼ばれる、結婚から年金受給開始年齢である60歳までの期間の2分の1以上の保険料拠出がないと、自身の年金を受給できなかった。これを満たせなければ、自身の年金は掛け捨てとなり、夫の権利に付随した年金のみ受給することになる。この規定は、既婚女性の国民保険加入インセンティブをそぐものとなった(Equal Opportunities Commission 1995)。

1975年以後は、既婚女性の保険料負担は男性と同じ取り扱いとされ、half testの規定も廃止された。しかし、後述するように既婚女性は、自身の年金権がない場合には、夫の老齢年金額の60%相当を受給できるなど、過去の規定の名残が現行制度に引き継がれている。

(2) 被扶養配偶者への給付内容

イギリスの国民保険(National Insurance)は、義務教育修了年齢を超えるすべての国民が被保険者とされ、収入が週84ポンド(約19,570円: £1 = 232.98円)以上の被保険者が加入し(97ポンド未満は保険料負担は免除されるが、保険料納付記録が与えられる)、週97ポンド以上の被保険者が、被用者、事業主、自営業者、任意加入者別に定められた保険料を負担している。老齢年金は日本同様、公的年金部分の1階(基礎年金: Basic Pension)、2階部分の国民保険の国家第2年金か、一定の基準を満たせば職域年金や個人年金への加入が認め

られている。

支給開始年齢は男性65歳、女性60歳(2010年から2020年にかけて65歳に段階的に引き上げ)である。満額の場合、2006年4月現在、単身者の場合週84.25ポンド、被扶養の妻がいる場合にはその60%を基本に、夫婦は合計週134.75ポンドが支給される。現在は男性が妻の保険料記録に基づいた年金を受給することはできないが、2010年からは可能になる。

アメリカの公的年金制度では、有償の仕事に従事する者は原則社会保障年金(Social Security)に加入している。保険料は社会保障税として徴収され、四半期における収入が970ドル(2006年)で、10年以上納めた者に対し、老齢年金が給付される。老齢遺族障害保険(OASDI)では、被用者の被扶養配偶者には、配偶者の基本年金額³⁾(PIA)の50%である配偶者年金(Spouse's Benefit)が支給される。したがって、被扶養の妻をもつ夫の世帯は基本年金額の150%を受給することになるが、過剰給付を排除するために、一世帯あたりの年金給付額には、Family Maximum Benefit(家族給付限度額)が定められており、これを超えた場合には、年金額は減額される⁴⁾。また、就業歴がある女性の場合は、自身の権利による老齢年金か配偶者年金か高額の方を選択受給する。U.S.SSAによれば、2006年11月現在の配偶者年金の平均受給月額は、501.10ドル(約59,600円)である⁵⁾。

日本、イギリス、アメリカとも被扶養の配偶者に、保険料負担なしに年金権を付与しているが、いくつか異なる点がみられる。まず第1点目は、被扶養配偶者の範囲である。配偶者(夫)の職業は、日本では被用者(第2号被保険者)に限定されるが、イギリスでは全国民を、アメリカのOASDIは、被用者、自営業者を問わない。加入要件を比較するために、保険料賦課下限額をみると、日本が第3号被保険者の場合で130万円(第1号被保険者に)、通常の労働者の週労働時間の4分の3以上(第2号

被保険者に)となっているが、イギリスでは年収117万円程度、アメリカは年収17万8000円程度で年収要件は厳しい⁶⁾。日本の年収要件の根拠は、もともと所得税の控除対象配偶者の収入限度額(現在は103万円)であったが、現在はそれを上回る130万円となっている。一方、各国の保険料賦課下限額の根拠をみると、アメリカは税で徴収するため非課税限度額が、イギリスは単身者基礎年金受給額、スウェーデンは物価基礎額⁷⁾の24%など、日本よりも低い基準が採用されている(丸山 2005 pp.49-50)。つまり、日本の第3号被保険者の要件は、夫の職業要件が他国より狭く、本人の年収要件は緩やかであるという特徴がある。

次に、給付水準の違いをみよう。日本の場合、夫の給付金額とは独立した基礎年金の受給権を100%付与されるため、老齢基礎年金は満額で月額66,000円程度となる。イギリス、アメリカとも公的年金の水準が日本よりも相対的に低いため、日本の被扶養配偶者に対する年金の給付水準は、これら2国より相対的に高くなる。

女性のライフスタイルが多様化するにつれ、費用負担の公平性や保険料負担が自身の年金権に結びつかないなどの問題が指摘されている。イギリスでは、女性のフルタイムの就業率は1990年から2000年にかけてほとんど上昇しておらず⁸⁾、フルタイム、パートタイム、専業主婦の分布はほぼ1:1:1でほとんど変化がない(Ginn 2006 p.96)。一方で、婚姻形態は著しく変化し、2001年時点で、子供がいる16-59歳のイギリス女性の3分の1がひとり親で、同棲カップルから誕生する子供の割合は1970年代初期には7%だったのが、1998年には60%を超えた。低所得者向けに給付される年金制度である、最低所得保障(Minimum Income Guarantee)の受給率(2001年度)は、女性既婚者が1%であるのに対し、未婚者と寡婦がそれぞれ20%、離別・別居者が40%と突出して高い(Ginn 2006 p.93)。また、労働時間が週16時間以下であ

る女性が約160万人おり、彼女たちが国民年金、職域年金の加入資格がないことも問題となっている(Hollis 2006 p.115)。

アメリカでも、働く女性が増加するとともに、保険料負担が老後の年金に結びつかない問題が指摘されるようになった。アメリカでは、「二重の権利(dually entitled)」と呼ばれる、自身の退職年金と夫の配偶者年金の両方の権利を有する者がはじめ、女性は①自分の稼得歴に基づいた年金、②妻または寡婦としての給付のどちらか高額な方(夫の老齢年金の50%、寡婦年金は100%)を選択する。女性は現役時代の賃金や加入年数が短いため、配偶者年金を選んだ方が高額になる場合があり、現役時代の世帯収入が等しくても、収入を分割する共働き世帯のほうが老後の年金受給額が低くなる場合もあり、働く女性の保険料の掛け捨て問題は日本同様に深刻な問題となっている⁹⁾。Shirley and Spiegler (1998)は2040年になっても、就労経験のある女性のうち、自身の老齢年金の方が配偶者年金を上回る割合は39%にすぎないとしている。

さらに、高齢の遺族配偶者に対しては、被保険者の年金額の100%が遺族年金として給付される。10年以上の婚姻期間があれば、離婚した元配偶者に対しても遺族年金が給付される。婚姻期間を重視する規定は、結果として一部の人種、社会経済的地位、教育水準の家庭だけに恩恵をもたらすことになる(Favreault and Steuerle 2006)。一家の主たる稼ぎ手ではない女性にとっては、自身の年金記録より配偶者の年金記録を利用した方が有利であり、遺族年金の規定も考慮すれば、追加的な保険料負担にみあう給付が得られないため、多くの家族にとっては就労インセンティブを抑制する規定となっている(Feldstein and Samwick 1992)。加えて、こうした優遇措置の対象外となった女性の貧困問題は深刻である。2004年の調査によれば、65歳以上の貧困率は女性が12%、男性6%で、2倍の格差がある。さらに、65歳以上の女性の貧困率

を配偶関係別にみると、単身者が17.4%で、有配偶者4.4%と4倍以上の格差があり、なかでも生涯未婚者、離別者の貧困率が21.3%、20.7%と突出し(Favreault and Steuerle 2006)、女性の貧困リスクは配偶関係に大きく依存している。

3. 被扶養配偶者を考慮した給付を 被用者本人に支給する例

フランスでは、被保険者は原則被用者と自営業者であるが、無業者は任意加入として各保険に加入できる。任意加入をしなかった無業の専業主婦には、本人の受給権として老齢年金が支給されるのではなく、いわば加給年金のような形で配偶者の年金に加算がなされる。しかし、その給付水準は低く、扶養される配偶者が65歳以上の場合、所得審査の上、年額609.80ユーロが加算されるにすぎない。

こうした制度では、専業主婦の女性の老後は低賃金にならざるをえない。フランスでは、後述する子供の養育に応じた年金記録の優遇措置のほかに、70歳以上の拠出性老齢年金制度を受給できない者に無拠出老齢手当制度と国民連帯基金制度が老後保障の最低保障額の役割を果たしている¹⁰⁾。

4. 被扶養者に対し、特段の配慮を行わない国

保険料負担をしなかった被扶養配偶者に対し、独自の年金権を与える、または加給年金を支給するなどの配慮を行わない国に、ドイツやスウェーデンがある。

ドイツの場合は年金の資格要件が5年と日本に比べ短く、女性が受給権を得るのは日本に比べ相対的に容易であること、そして育児・介護期間の手厚い優遇措置、2001年の年金改革により導入された年金額の最低保障額が女性の防貧機能を果たしている。スウェーデンでは女性の労働力率が高く、生涯を専業主婦で過ごす女性はほとんどなく、最低保障年金が高齢期の所得保障の役割を

負っている。

IV 育児・介護期間への配慮

完全に個人単位の年金に移行した場合、育児や介護責任などを負う女性は、高齢期に低所得に陥るリスクがある。これを防ぐ手段としては、イギリスやフランスなどで採用する、標準報酬の算定基礎を収入の高い時期に限定する方法(育児期間などを計算対象外にできる)や、育児や介護期間中の優遇措置や離婚時の年金分割でカバーする方法などが考えられる。

日本では育児や介護期間の優遇措置については、育児・介護休業期間中の保険料負担の免除(休業前賃金での加入継続)に加え、2005年4月より①育児休業中の保険料免除期間を3歳に達するまでの間に延長、②子が3歳に達するまでの間、勤務時間短縮等により標準報酬月額が低下した場合、保険料は実際に低下した賃金に基づいて算定する一方、将来の年金額を算定する際には、従前に標準報酬月額に基づいて算定する、③育児休業等を終了した者が復帰等を理由に報酬が低下した場合には、休業終了後3カ月間の報酬月額を基に報酬月額を改定する、といった措置がとられている。特筆すべきはこれらの改正が、女性の所得保障ではなく、「年金制度における次世代育成支援措置を拡充」(内閣府 2006, p.162)の視点から導入されている点である。また、上記の規定は、いずれも育児休業制度を取得できる被用者の女性(フルタイムが中心)に限定され、育児休業制度を利用できない自営業者や非正規労働者などは対象外となっている。

諸外国の育児期間への配慮は、2つの手法に大別できる。1つは、育児期間の低所得期間を標準報酬月額の算定期間から除外する方法(イギリス、フランス、カナダなど)、もう1つは、育児期間の保険料拠出を免除し、年金権を付与する方法(ドイツ、

フランス、日本など)である。

イギリスの家庭責任者保護 (Home Responsibilities Protection ; HRP) は、かつての既婚女性の減額保険料負担の廃止とひきかえに導入された制度で、家庭において16歳未満の者を育児する者(児童手当の受給が条件)や週35時間以上疾病や障害をもつ家族を介護する者¹¹⁾に対し、当該期間を資格期間に算入するという制度である。国民保険受給には、女性の場合、満額で39年、最低10年の加入期間が必要であるため、最大19年をHRPの対象にできる。2002年からはHRPはSERPSにも適用され、2006年現在、育児や介護をしている者は、年収が4,000～12,800ポンドであっても、年金算定上は12,800ポンドとみなす措置がおこなわれている(Ginn 2006 p.103)。さらに、2006年11月に発表された公的年金改革案では、HRPを週単位¹²⁾にあらため、児童の対象年齢を国民保険は16歳から12歳に引き下げ、SERPSは6歳から12歳に引き上げ、また介護については、時間要件を20時間に引き下げるといった内容が提示され、より女性が満額受給しやすいうように配慮されている¹³⁾ (Department of Work and Pensions 2006)。

2001年の改革でドイツでは子供が10歳になるまでの間育児をしている者について、保険料納付がなくとも、資格期間に平均賃金で働いたものとする措置が行われている。結婚の有無を条件としないため、ひとり親にとっても有益な制度となっている。介護についても、保険料納付期間の優遇措置がある。フランスでは、子供1人につき3年間の拠出免除期間に加え、3人以上の子供を養育した者には10%の年金増額が認められる。カナダも、7歳以下の子供を養育するために低所得になった期間を育児除外規定 (Child-rearing Drop-out Protection) として、算定期間から除外している。

こうした育児期間の優遇措置は、女性の貧困問題を解決する上で有効な手段ではあるが、イギリスでは利便性の問題によってHRPの介護期間の

申請率はそれほど高くない上¹⁴⁾、HRPはあくまでも資格期間の優遇措置であって、給付額を直接引き上げる制度ではないため、離婚時の年金分割のほうが、有効性が高いとされている。また、ドイツも制度があっても、男女の年金額の格差は2倍以上(永瀬 2002 p.55)あり、高齢期の貧困リスクを防ぐ根本的な解決策とはなっていない。

V 離婚時の年金分割

女性と貧困問題の背景には、離婚がつきまとう。被扶養配偶者への優遇措置は婚姻の継続が前提であり、遺族年金の対象からもはずれることになる。

カナダやドイツでは以前から年金分割制度があったが、最近ではイギリス、南アフリカ、スイスでも導入され、日本でも、2007年4月より「離婚時の年金分割」が導入され、婚姻期間中に夫婦が得た年金受給権を、離婚時に分割することが認められた。本制度は家庭内の妻の無償労働(家事労働、育児、介護など)の経済的評価のあり方ともからんで、女性と年金問題の注目トピックスとなっている。

旧西ドイツでは、1976年6月14日の婚姻法および家族法改正第一法律によって、離婚時の年金分割が導入された。その背景には、「主婦としての活動期間は、その間一人または数人の子供の世話をしていたという点についても、定期金の支給につき、妻は有利に扱われるべきである。妻であり母である者の継続保険 (Weterversicherungszeit) を短くすることによって容易にすべきである」(右近 1983 p.69)として、女性の所得保障の視点が強調されている。年金調整の対象となる年金は、老齢、職業または生業無能力を原因として給付されるもので、夫婦が婚姻中に取得した年金権について、価額が高い者がその義務をおい、多い方から少ない方に差額の2分の1に相当する年金権を譲渡される。

さらに、ドイツは2001年年金改革より、従来の離

婚時における年金分割に加えて、婚姻期間中の年金分割制度を導入している。2001年12月31日以降に結婚したカップルは、双方が年金制度に25年間加入し、かつ支給開始年齢に達している場合には、婚姻期間中の年金分割が利用できるが、分割する場合には遺族年金の給付が廃止されることになった(Conrad 2005 p.55)。遺族年金もしくは年金分割による受給額のどちらか高額になるかは、遺族年金以外の収入の有無やどちらの配偶者が長寿であるか、個人年金や再婚の可能性などによって変動する(Conrad 2005 pp.55-56)。

イギリスでは、基礎年金部分(Basic Pension)は、離婚の際に国民保険の保険料記録がよい配偶者の記録を100%、もう一方の配偶者の記録に転換することができる¹⁵⁾。ほとんどの場合は、妻が夫の年金記録を利用している。しかも、これによって夫の年金記録は影響を受けず、対象期間も婚姻期間中だけでなく、離婚時までの生涯すべての期間が対象となる。また、離別した配偶者が再婚する場合には、保険料記録は離婚前に戻される。これは、再婚後は新しい配偶者の保険料記録を利用するためである。

2000年12月1日より、離婚時にSERPS、国家第2年金(State Second Pension)の年金受給権を分割する制度が設けられた。離婚時の年金分割の方法は、①Set off、②Earmarking Orders、③Pension Sharingの3つがある。Set offは最も古くからある制度で、離婚時に裁判または当事者の話し合いで、資産分割をする際に、それぞれの将来の年金受給額を資産とみなし、年金分割に相当する額を他の資産におきかえて分割する方法である。この分割割合は必ずしも等分ではなく、当事者の話し合いか、裁判によって決定される。

Earmarkingとは、スコットランド以外のイングランドで1996年7月以降に離婚した夫婦が利用できる制度で、①将来の年金額の支払い請求(支給額の%か、金額による請求:スコットランドを除く)、②

非課税の一時金のどちらかの選択で、前述のSet offとの併用はできない。しかし、Earmarkingの問題点として、金額提示の支払いの場合はインフレに対応できないこと、当事者が死亡すると年金支給が打ち切られるなどの問題をもっており、不確定の要素が大きいため、あまり利用者は多くない¹⁶⁾。

2000年12月より導入されたPension Sharingは、離婚時に同一の年金制度内での夫婦間の年金受給権の分割を可能にするもので、日本の制度と類似している。分割割合は、当事者の話し合いもしくは裁判によって決定され、「金額」ではなく「権利」の分割であるために、加入者の状況や再婚などによる影響を受けない利点がある。しかし、Ginn(2003)が指摘するように、年金権の分割は老後の所得保障であり、分割対象期間が長く、フルタイムの仕事につける中高年女性にはメリットが多いが、若年世代の女性にとっては分割対象の年金期間が短い上に、幼い子供を抱えての仕事に苦慮することになり、メリットは相対的に小さい。年金分割だけで、離別母子世帯の所得保障問題を解決できるわけではない。

VI 遺族年金の取り扱い

遺族年金は、一家の稼ぎ手の喪失による所得低下のリスクを回避する制度であり、その権利は死亡した配偶者の保険料拠出に基づくという、保険料の拠出者と受給者が異なる特徴をもつ。寡婦と寡夫の取り扱いが異なるなど、多くの国でいまだジェンダー規定が残されている。

本稿では、高齢遺族配偶者向けの遺族年金の取り扱いを中心にみる。日本では高齢期の遺族年金の専業主婦世帯と共働き世帯の公平性が長い間、議論されてきた。自営業者の妻は、65歳以降は遺族基礎年金を受給することはできず、被用者世帯では、専業主婦の寡婦が夫の老齢厚生年金の4分の3を受給できるのに対し、共働き世帯は

自身の年金権を活かしても¹⁷⁾、専業主婦世帯より受給額が少ないなどの問題が指摘されている。

被扶養の配偶者に夫の拠出に基づく遺族年金を支給する制度は、ほとんどの国で採用されている。近年の傾向として、遺族年金制度に所得審査を設けたり、日本でも2004年年金改革で30歳未満の児童がいない遺族配偶者の遺族年金の受給期間を5年間に限定したりするなど、支給要件を厳格化する改革がみられる。

イギリスでは基礎年金の遺族年金は、妻が夫の拠出歴に基づいた年金を100%利用できるが、2階部分のSERPSの遺族年金は、2002年から2010年にかけて、遺族年金の給付率を100%から50%にまで引き下げることが決定した。SERPSの遺族年金の改正は、年金財政の悪化が背景にあり、同時に男女の適用条件も同一とされた。

アメリカでは、被保険者が支給要件を満たしている場合、残された配偶者は、満額受給ができる支給開始年齢(Full Retirement Age)から夫の老齢年金の100%(60歳からは減額)が支給される。16歳未満や障害のある児童がいる場合には、寡婦の年齢にかかわらず遺族年金を受給できる。遺族配偶者が自身の老齢年金を受給できる場合、自身の老齢年金か遺族年金かどちらか高額な方を選択することになる。婚姻期間が10年以上の離別配偶者も、再婚をしていなければ65歳から100%の遺族年金を受給できる。離別配偶者の受給によって、寡婦の受給額が変動することはない。

遺族年金の大胆な見直しを実施したのがスウェーデンである。スウェーデンでは、1990年1月1日より大幅な制度変更が行われた。年金制度において家族を一単位とみる考え方はやめ、長期的には寡婦は被扶養の存在ではないという考えのもと、旧来の社会保険方式の寡婦年金を徐々に廃止した。さらに、1999年からは老齢年金から独立した、社会保険方式の遺族年金(Survivor's Pension)が創設され、財源は老齢年金から独立した、事業

主負担および個人事業主のみが負担する1.7%の保険料率収入のみで事務費も含め、運営されている。遺児年金は、2003年より社会保険から独立し、家族・児童給付と統合し、一般財源でまかなわれている¹⁸⁾。

成人に対する最低保障の遺族年金制度(Guaranteed Survivor Pension)は、5年以上の婚姻期間もしくは同棲期間があった配偶者、18歳未満の子どもを養育する者に対し、12カ月間支給される。18歳未満の子どもと同居する場合には、調整がされる¹⁹⁾。所得比例の遺族年金(Earning-related Survivor Pension)は、最低保障の遺族年金制度と同期間、遺族配偶者に支給される。給付額は老齢年金制度の被保険者期間分の55%に相当する。遺児手当(Surviving Child's Allowance)や遺児年金も別途支給される。移行措置として、寡婦年金(Widow's Pension)も1945年以前に生まれた女性に適用されている。

このように、スウェーデンの遺族年金は本人が経済的に自活できない場合を除き、給付期間を厳しく制限しているのが特徴である。背景には年金制度における個人単位化の考えや被扶養配偶者は永遠に「被扶養の立場」ではないこと、年金財政の悪化による支給期間制限による財政安定効果などがあると説明されている(Smendmark 1992 p.64)

賦課方式の公的年金を採用する場合、遺族年金は若年共働き世帯から高齢の専業主婦世帯への世代間移転に相当する。カナダや日本(第3号被保険者期間の分割)は、自動的に等分されるが、イギリスやドイツなどは裁判所や当事者間での話し合いなどで必ずしも等分になるわけではない。

VII 日本への示唆

以上、年金制度における女性の取り扱いについて概観してきたが、これまでのまとめと日本への示唆を考えたい。

- ① 日本は職業によって公的年金加入が分断されるため、被扶養配偶者の保険料免除、育児・介護期間の優遇措置、離婚時の年金分割、所得比例部分の遺族年金給付などの、女性の優遇措置は、被用者世帯の妻に限定されている。次期年金改革に向けて、パート労働者の厚生年金適用問題が課題となっているが、被用者世帯のパート労働者の厚生保険料が国民年金の保険料よりも低額になるにもかかわらず、老後は2階建ての年金を受給できるという可能性もある。公的年金の一元化問題は、女性の年金問題の解消という視点からも、急がれる課題である。
- ② 日本の第3号被保険者制度に類似する制度は、他国にもあるが、日本は保険料賦課下限額給付水準が諸外国に比べて高く、給付水準も相対的に高い。婚姻形態や就業形態が多様化するなかで、優遇措置の対象外となる者との保険料負担の公平性や老後の貧困問題が深刻化している。
- ③ 労働市場や育児・介護負担などを考慮すると、遺族年金を廃止し、公的年金を完全に個人単位化に移行することは難しい。ただし、現行制度のような配偶関係と年取要件で年金権を付与するのではなく、高齢期の防貧機能として優遇措置を、社会保障機能を家庭内で無償で代替した育児・介護期間に限定したり、それ以外の無償労働部分は離婚時の年金分割制度で夫婦間で対処する措置が必要である。また、老齢年金の受給額が低い者に対する最低保障年金や、公的扶助に比べ所得審査が相対的に緩やかな社会扶助の導入が、女性の貧困問題を解消する上で有効であろう。
- 3) PIA とは、Primary Insurance Amounts (退職給付基本年金額) の略で、被保険者が通常の支給開始年齢で老齢年金を受給した場合の老齢年金額に相当する。
- 4) 2007年現在、以下の計算式で求められる。(PIAの最初の869ドルの150%) + (PIAの869ドルを超え1255ドルまでの部分の272%) + (PIAの1255ドルを超え1636ドルまでの部分の134%) + (PIAの1636ドルを超える部分の175%) である。
- 5) OASDI Monthly Statistics, November 2006
- 6) 国民年金の第1号被保険者の保険料免除基準は単身者で約57万円程度である。しかも老後の年金額は国庫負担分に減額される。
- 7) スウェーデンでは、さまざまな社会保障給付費の水準が、物価基礎額をもとに決定される。物価基礎額とは、勤労者の平均給与(課税前)の約20%相当にあたり、毎年改定されている。
- 8) OECD “Employment Outlook 2001” によれば、1990年から2000年にかけてイギリス女性の生産年齢人口に占めるフルタイム就業者の割合は38%から39%に変化したにすぎない(Ginn 2006 p.97)。
- 9) Peggy S. Trout (1997) によれば、世帯収入を同一にして、夫と妻の所得按分別に老齢年金額を試算すると、最も老齢年金額が高いのは専業主婦世帯であり、現実の共働き世帯の収入差を考慮した(妻は夫の収入の半額)世帯が最も低い受給額になるという。また、Shirley and Spiegler (1998) は、夫の月収が1,000ドルの場合、妻自身の老齢年金が配偶者年金を上回るのは、妻の月収が319ドル(夫の32%水準)以上の場合であるという。
- 10) 2005年1月現在、年額7194ユーロ(約113万円)である(厚生統計協会 2006 p.266)。
- 11) Attendance Allowance, Disability Living Allowance, Constant Attendance Allowance などの受給が条件である。
- 12) HRPは年度中すべての期間にわたって対象であることとされていた。
- 13) 今改正では、満額受給に必要な資格期間を男女とも30年に短縮する措置も提案されている。
- 14) 介護手当を受給する60万人中、適用申請したのは40万人にすぎない(Hollis 2006 p.116)。これは週35時間の介護時間を求められることによる。
- 15) 離婚すると元の配偶者の年金記録をすべて利用できる根拠は、これまで一度も明白にされていない(Popplewell 2000)。
- 16) 離婚後も離別配偶者の年金権に依存する性格であることから、導入4年半の状況で、裁判所への申請はわずか2000件、離婚件数のわずか0.3%であった(Ginn 2003 p.61)。
- 17) 厚生年金受給者の遺族年金は、①遺族年金は受給

注

- 1) Beveridge (山田監訳) (1942), pp.73-75.
- 2) 使用者側は、男性と同じ保険料負担をしなければならない。

せず、自分の老齢年金を受給する、②配偶者の老齢厚生年金の4分の3を受給する、③配偶者の老齢厚生年金と自分の老齢厚生年金の合計の2分の1を受給するのいずれか1つを選択することになっている。高齢女性の老齢年金額が低いいため、共働きをしていた女性であっても、②の夫の厚生年金の4分の3を受給する選択肢が最も高額になるため、自身の年金が掛け捨てになることが問題視されていた。2004年年金改革によって、自身の年金を満額受給後に、本来の遺族年金相当額を上限として夫の遺族年金を受給する方式が採用されたが、金額面では何ら変更はない。

- 18) このほかに、最低保障年金、障害年金も一般財源に移行している。事務費用も含まれている。
- 19) 40年間の居住期間(配偶者の死亡時と65歳達成時までの推定居住期間を含む)の場合、満額年間83,739クローネ(約142.3万円、1クローネ17円。基礎額の90%)が支払われる。

参考文献

- Beveridge 1942 *Social Insurance and Allied Services*, Hm Stationary Office (邦訳 山田雄三監訳(1969)『社会保険および関連サービス』至誠堂)
- Burkhauser, Richard V. 1984 "Alternative Social Security Responses to the Changing Roles of Women and Men" Campbell, Colin D.ed *Controlling the Cost of Social Security*, Lexington Books
- Department of Work and Pensions, 2006 "The Gender Impact of Pension Reform" (URL:<http://www.dwp.gov.uk/pensionsreform/pdfs/GenderImpactAssessment.pdf>) アクセス日 2007年1月13日
- Equal Opportunities Commission, 1995 "Equalization of State Pension Ages: The Gender Impact" Research Discussion Series No.10
- Favreault, Melissa M. and Steuerle, C. Eugene 2006 "Social Security Spouse and Survivor Benefits for the Modern Family" The Urban Institute, Washington, D.C. (URL: <http://www.nber.org/programs/ag/rrc/2.3.pdf>) アクセス日2007年1月13日
- Feldstein, Martin and Samwick, Andrew. 1992 "Social Security and Marginal Tax Rates" *National Tax Journal* 45(1): 1-22
- Ginn, Jay 2003 *Gender, Pensions and the Lifecourse: How pensions need to adapt to changing family forms*, The Policy Press
- Ginn, Jay 2006 "Gender Inequalities: Sidelined in British Pension Policy", in Pemberton, Thane, and Whiteside ed. *Britain's Pensions Crisis: History and Policy*, Oxford University Press
- Guilano, Bonoli 2002 "Changing Labour Markets and pension policies in Western Europe" in ISSA, ed. *Social Security Documentation, European Series No.28*
- Hollis, Patricia 2006 "How to Address Gender Inequality in British Pensions", in Pemberton, Thane, and Whiteside ed. *Britain's Pensions Crisis: History and Policy*, Oxford University Press
- ISSA. ed. 2003 *Aging and Social Security: Ten Key Issues*
- Luckhaus, Linda 2001 "Equal Treatment, social protection and income security for women" Martha Fetherolf Loutfi ed. *Women, Gender and Work*, International Labour office GENEVA
- Peggy, S. Trout 1997 "Adequacy and Equity of Social Security" in Report of 1994-1996 Advisory Council on Social Security, Vol.II: Findings and Recommendations, Washington: Government Printing Office
- Popplewell, Keith 2000 *Pension Planning and Divorce*, CIB Publishing
- Shirley and Spiegler 1998 "The Benefits of Social Security Privatization for Women" Heartland Institute.ed, *Social Security Privatization*, SSP No.12
- Smendmark, Goran 1992 "Survivors' Pension in Sweden: A recent adoption to changed conditions" in International Social Security Association ed. *Survivors' Benefits In A Changing World*, Studies and Research No.31
- U.S. Social Security Administration 2006 *Social Security Programs Throughout the World: Europe*
- Conrad, Harald 2005 「ドイツの年金改革」清家 篤・府川 哲夫『先進5か国の年金改革と日本』丸善プラネット株式会社
- 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 2002 『女性と年金～女性自身の貢献がみゆる年金制度』
- 金子能宏 2000 「年金制度—OASDI」藤田伍一・塩野谷 祐一編『先進諸国の社会保障7 アメリカ』東京大学出版会
- (財)厚生統計協会 2006 『保険と年金の動向 2006年』第53巻第14号, (財)厚生統計協会
- 駒村康平 2002 「年金分割に関する諸問題」『年金と経済』Vol.21 No.1 2002年5月, 財団法人年金総合研究センター
- 丸山桂 2002 「イギリスの公的年金制度における女性の取り扱い—保険料負担と年金分割を中心に—」『人文学部紀要』第14号, 恵泉女学園大学
- 丸山桂 2005 「就業形態の多様化に対応した年金制度のあり方」駒村康平編著『年金改革』社会経済生産性本部生産性労働情報センター
- 丸山桂 2005 「遺族年金制度の問題点と遺族リスクへの対応方法」駒村康平編著『年金改革』社会経済生産

性本部生産性労働情報センター

永瀬伸子 2002 「年金制度における育児期間の配慮について」『年金と経済』Vol.21 No.1 2002年5月, 財団法人年金総合研究センター

内閣府 2006 『平成18年版少子化社会白書』ぎょうせい
岡伸一 2005 「フランスの年金改革」清家篤・府川哲夫
『先進5か国の年金改革と日本』丸善プラネット株式

会社

竹中康之 1999 「EU社会保障法における男女平等判例の展開—79/7理事会指令の実効性とその構造的限界性—」『海外社会保障研究』No.128

右近健男 1983 「西ドイツにおける離婚の際の年金調整(上)」『判例タイムズ』No.500 1983年9月1日号
(まるやま・かつら 成蹊大学助教授)